

避難所とは

地震等により家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた人、または被害を受ける恐れのある人を一時的に受け入れ、保護するために開設する市立小中学校・都立高校を指します(市内32箇所)。

避難所は、被災した方々が生活する場であるとともに、ライフラインや物流が復旧するまでの地域の情報拠点、物資配布拠点としての性質もあります。



避難所運営マニュアル

大規模な地震が発生した場合は、家屋の倒壊・破損やライフラインの途絶により、多くの市民が避難所生活をしなければならないことが予想されます。

過去の災害でも、避難所における多くのトラブルが報告されています。しかし、避難所運営組織の有無、住民による自主的な運営の有無が、避難所内のトラブル発生件数や生活環境の良し悪しに大きく影響したといわれています。

そこで、予想される課題や業務分担の範囲をあらかじめ示し、いつ、何を、どのように行うべきかのマニュアルを、あらかじめ作成することで避難所の迅速な開設と円滑な運営を目指すものです。

調布市の被害想定

調布市内の主な被害想定は、以下のとおりです。

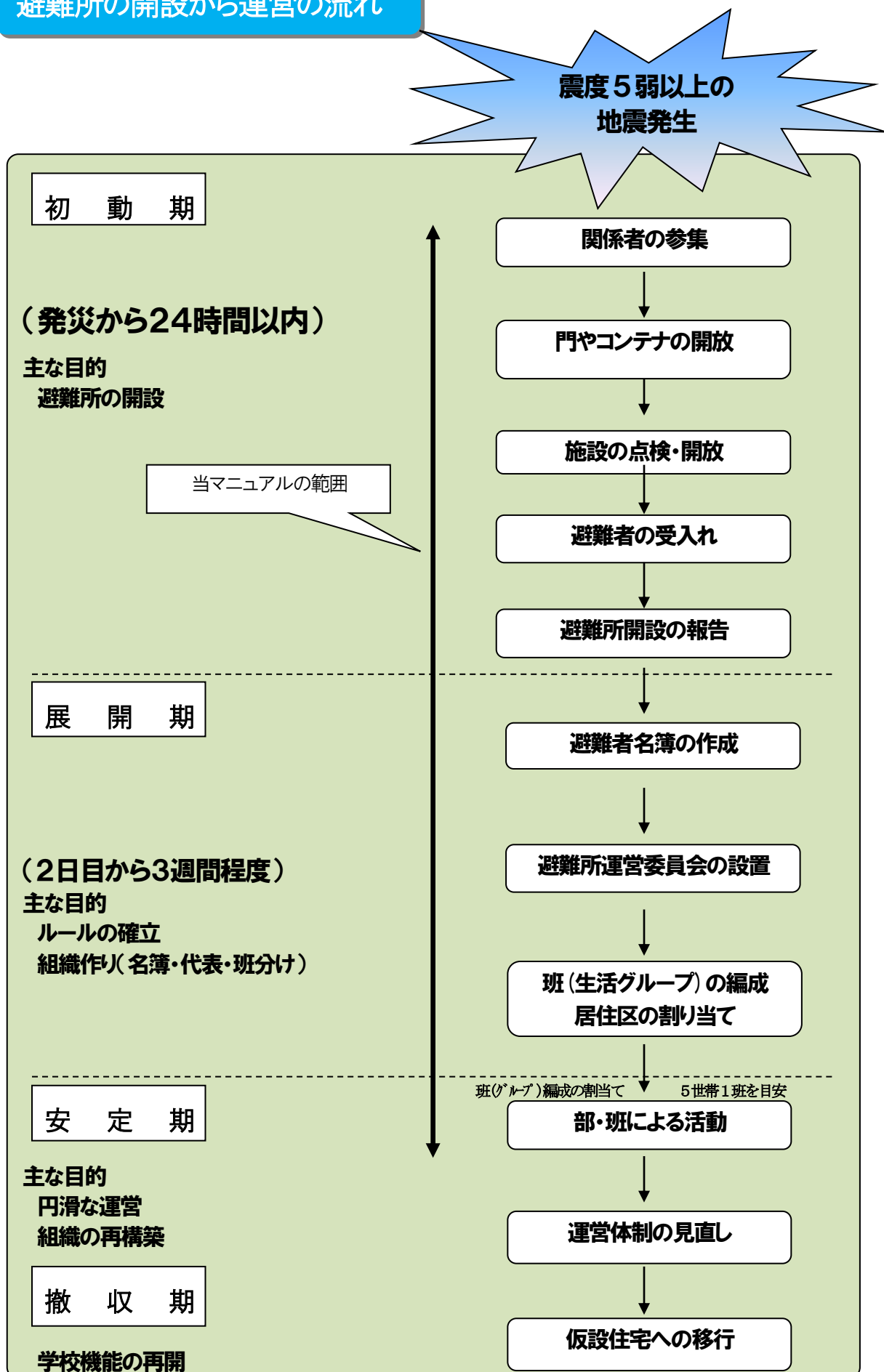
- 1 調布市の震度は、市域の大部分が震度6弱を示す。
- 2 地震による火災が5件※発生し、焼失棟数は300棟※を超える。
- 3 死者約30名※が発生し、主な原因は、建物のゆれによる被害である。
- 4 負傷者約930人※が発生し、主な原因は、建物倒壊及び屋内収容物の転倒である。
- 5 避難者は、ピーク時に約34,000人発生する。発災直後より増加し、ライフラインの停止などの影響の出る1日以後にピークを迎える。
- 6 エレベータの閉じ込め台数は40台を超える。
- 7 震度6弱の地震が発生した場合、鉄道等ほとんどの交通機関が停止するため、10万人以上の滞留者が発生し、その内4万人以上が帰宅困難者となる。
- 8 ライフラインでは、上水道の断水率が約28%となる。

(※冬の夕方18時、風速8m/秒のケース)



※ この被害想定は、平成24年4月に東京都防災会議によって示された「首都直下地震等による東京の被害想定結果」の4つの想定(東京湾北部地震・多摩直下地震・元禄型関東地震・立川断層帯地震)のうち、市内の被害が最も大きくなる多摩直下地震から、調布市の主な被害について記載したものです。

避難所の開設から運営の流れ



調布市立多摩川小学校

所 在:多摩川3丁目21番地1

電 話:042-481-7648 FAX:042-499-4183



校庭利用上の注意!

- 1 敷地内は、すべて禁酒・禁煙です。
- 2 一般車両及びバイク、自転車の乗り入れは禁止です。
物資運搬車両は、北側の正門から入れて物資等の搬出入を行ってください。
ゴミ収集車も、北側の正門から入れてごみ等の搬出を行ってください。
- 3 ペットは屋内に入れないでください。ペット用スペースにつないでください。

来校者は、必ず体育館で受付をしてください!

※高齢者及び障害のある方は、校舎1階 1-4, 1-5 をご利用ください。

授乳室として、校舎1階 ユーフォー をご利用ください。

妊婦の方で体調不良の方は、新校舎1階 若木教室1・2 をご利用ください。

乳幼児の避難所として、校舎2階 1-1, 1-2, 1-3 をご利用ください。

物資の搬入は、校舎1階 理科室 を利用します。

避難所運営体制

	関係者	役割	初動期の態勢
市職員等	市災害対策本部	・職員の派遣，食料や物資等の配布を行う。	
	避難所担当職員等 (市派遣職員)	・避難所を開設・管理し，避難者を支援する。 ・避難所を拠点とする被災者支援対策を行う。	【就業時間】(※1) ・避難所担当の指定職員が参集する。 【休日・夜間】 ・初動要員が指定の避難所に参集する。(※2)
	ボランティア支援本部	・ボランティアの派遣調整，応援依頼等を行う。	
学校教職員	避難所施設管理者 (学校長等)	・施設被害の復旧と避難所の開設管理・運営に協力する。 ・児童生徒の安全確保と学校の再開を優先する。	【就業時間】 ・教職員が対応する。 【休日・夜間】 ・指定された教職員が参集する。
市民	地域自治会や自主防災組織等地域住民	・避難所の運営を支援し，避難所を拠点とする支援対策に主体的に参画する。	
	避難者	・避難所の運営に協力，参加する。	
ボランティア	ボランティア (市内・市外)	・避難所の運営を支援する。	

初動期避難所運営組織（市職員・教職員・避難所支援者・初期避難者）

避難所運営委員会	・避難所運営に関する様々な活動を行い，市職員，施設管理者，委員長，副委員長，各部の班長及び自治会長等で構成する。なお，災害時要援護者や女性の参加に留意する。
----------	--

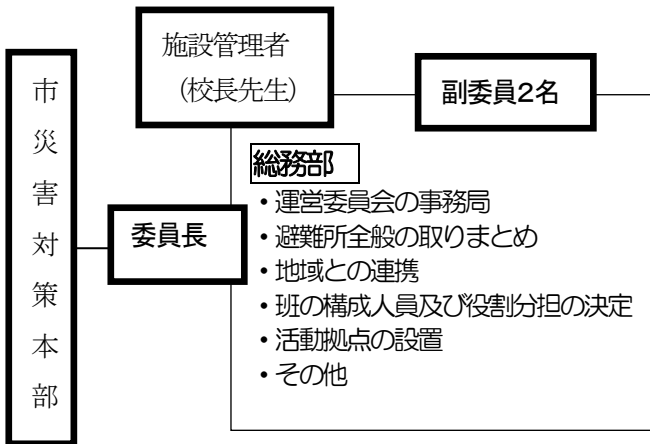
※1 就業時間：原則，月曜日から金曜日までの就業時間帯とする。

※2 市初動要員：休日・夜間など勤務時間外において，市内で震度5弱以上の地震が発生した場合等において，市役所本庁舎及び避難所に出動し，災害対策本部が立ち上がり災害対応態勢が確立するまでの期間，情報収集・伝達，避難所開設及び運営等の業務を行う

避難所運営委員会役割分担表

※避難所運営委員会の構成

委員長，副委員長，施設管理者，自治会長，各班長，市職員等



避難所の時期区分

避難所開設から撤収までの流れとして、初動期（災害発生直後）、展開期～安定期（被災生活の支援期）、撤収期（ライフライン復旧、仮設住宅の建設）があり、各時期の機能と体制を検討します。

- ① 初動期は、市職員・学校教職員等が施設の安全確認と避難所立ち上げについて検討します。
- ② 展開期～安定期は、避難所運営組織の体制と活動内容を検討します。
- ③ 撤収期は、避難者の減少に伴う避難所の縮小、閉鎖を検討します。

	定義	主体者	役割	摘要
初動期	発動（災害発生）から概ね24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動要員 ・初期避難者 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の安全確認 ・避難所運営委員会による避難所の開設 	応急的な初動期避難所開設組織の設置
展開期	概ね2日目から3週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者代表 	運営、内容の充実	避難者主体の避難所運営組織の設置
安定期	概ね3週目以降	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者代表 	避難所運営委員会による安定的運営	避難者主体の避難所運営組織の設置
撤収期	行政による復旧復興支援開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者代表 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の縮小 ・閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅への移転 ・避難所運営本部の縮小・廃止

校舎利用計画

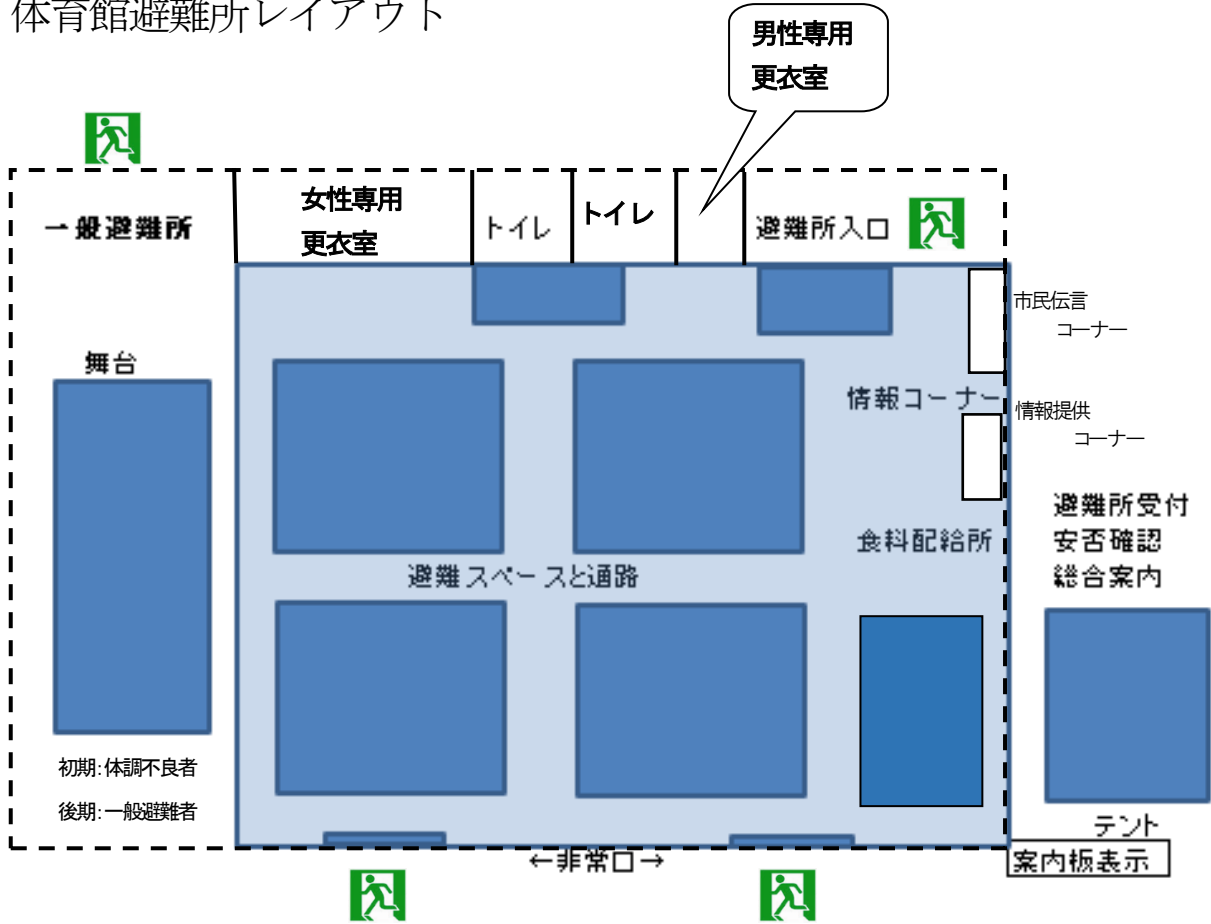
※ ホームページでは、非公開とします。

校舎利用計画<各教室>

No	避難所用途	使用教室
1	一般避難所	体育館
2	高齢者・障害者避難所	1階の教室
3	授乳室	1階 ユーフォー
4	乳幼児避難所	2階の教室
5	避難所運営本部	1階 学童クラブ
6	教職員宿泊室	2階 職員室
7	市職員待機室	1階 事務室
8	物資受入れ	1階 理科室
9	応急処置	1階 保健室
10	食料物資保管所	1階 給食室
11	児童避難所	各教室
12	一時遺体安置所	プール更衣室等
13	救護所 ※	たまがわ・若木(新校舎)
14	簡易ベッド	多目的ルーム

体育館利用計画

体育館避難所レイアウト



避難所の利用ルール

- 1 この避難施設は、災害時における地域住民の生活の場となる避難施設です。
- 2 避難施設の円滑な運営を行うため、避難所運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設置しますので、その指示に必ず従ってください。
- 3 避難施設は、地域のライフラインの復旧及び被災者の一定の生活が再開できるまでとして設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- 4 避難場所は、原則として体育館を使用します。普通教室等の開放については、運営委員会の指示に従ってください。
 - (1) 危険箇所や運営委員会が指定する場所は、避難できません。
 - (2) 「立入禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼り紙の内容に従ってください。
- 5 食料、物資は、運営委員会の指示に従ってください。
 - (1) 食料、生活物資は避難者の班(5世帯以上を1班)ごとに配給します。
 - (2) アレルギー等の特別な事情のある方は、必ず申し出てください。
 - (3) 配給は、避難施設以外の近隣の人にも等しく配給します。なお、避難所生活者の公平性も考慮し、運営委員等の支援をお願いいたします。
- 6 消灯は、夜()時です。
 - (1) 廊下は点灯(非常灯等)したままとし、体育館など居住エリアは消灯します。
 - (2) 職員室、事務室など運営管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
 - (3) パソコンやスマートフォンなどの画面も消灯の対象とします。必要の場合は、指定の場所で使用をお願いいたします。
- 7 管内放送(拡声器等)は、原則として、夜()時で終了します。
- 8 電話は、原則として受信のみとし、呼び出しは午前()時から、夜()時まで行います。
 - (1) 電話の呼出しは、放送及び伝言板により行います。
 - (2) 発信できる電話は、通信の復旧状況を考慮し、運営委員会が指定します。
- 9 住居スペース内での携帯電話は、マナーモードに設定のうえ、通話は控えてください。必要の場合は、指定の場所で使用をお願いいたします。
- 10 トイレの清掃は、朝9時、午後1時、午後6時に、避難者が交替で行います。運営委員会にて順番等を指定します。
- 11 飲酒・喫煙は、トラブル防止のため学校敷地内では禁止します。裸火の使用は厳禁とします。
- 12 犬、猫などの動物類を屋内に入れることは禁止します。(補助犬は除きます。)ペットを連れてきた避難者は、受付時に届け出なければなりません。
- 13 避難所運営は、皆さまの協力の上成り立ちますので、積極的に避難所運営に参加してください。
- 14 障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者で、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する方は、運営委員会に届け出てください。
- 15 その他、避難生活上困ったことがあった場合は、運営委員会に申し出てください。

ペットの飼育ルール

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを必ず守って生活を送ってください。

- 1 避難所運営委員会の指示には、必ず従ってください。
- 2 ペットは、指定された場所に必ずつなぐか、檻の中で飼ってください。
- 3 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- 4 ペットへの苦情、他の避難者等への危害防止に努めてください。
- 5 屋外の指定された場所で排泄させ、後始末をきちんと行ってください。
- 6 エサは時間を決めて与え、その都度片付けてください。

エサやり時間 毎日 時～ 時

(支援物資に余裕がない限り、ペットへの物資配給は行いません。)

- 7 必要なワクチンを接種していないペットは、避難所内で飼育できません。
- 8 鑑札・迷子札等を装着させてください。
- 9 飼育困難となった場合でも捨てたりせず、動物救護センター等に相談してください。
- 10 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会まで届け出てください。



トイレの使用方法

次のいずれかに丸で囲んでください。

○水道水が使用できます。流すこともできます。

○水道水が使用できません、流すことはできません。

トイレ使用後は、バケツの水を使って流します。

バケツの水は、(井戸・プール)から汲んできます。

水汲みは、班ごとの当番制にして、決まった時間行います。

トイレの水汲み 時～ 時, 時～ 時

きれいに
使いましょう



○水道水の使用も、流すこともできません。

携帯トイレを使用します。ビニールを便器にセットして、使用後は凝固材をまぶします。ビ

ニールの口を結んで、ゴミ袋に入れてください。



トイレの清掃(当番制)

毎日 時～ 時, 時～ 時

洋式トイレは、介護が必要な方優先です。



避難所の防火安全対策

避難所管理責任者は、避難所の火災の発生を未然に防止するとともに、万が一火災が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、次に掲げる防火安全対策を図ること。

1 防火担当責任者の指定

避難所における防火管理上必要な業務を行う「防火担当責任者」を定めること。

2 火気管理の徹底

- (1) 喫煙する場所を指定し、喫煙場所には、水が入ったバケツ等に吸い殻を入れるなど、消火を適切に実施すること。
- (2) 居住スペース内では、コンロ等の調理器具の使用は抑制し、石油ストーブ等の暖房器具を使用する場合は、転倒防止措置を図るとともに、衣類、寝具等の可燃物から安全な距離を保つこと。

3 消防用設備等の確認

消火器、避難器具等の設置位置、操作要領等を把握するとともに、地震等により消防用設備等が使用できない状態となっていないかを確認し、破損等している消防用設備等は「使用不能」の表示を行うこと。

4 避難施設等の管理

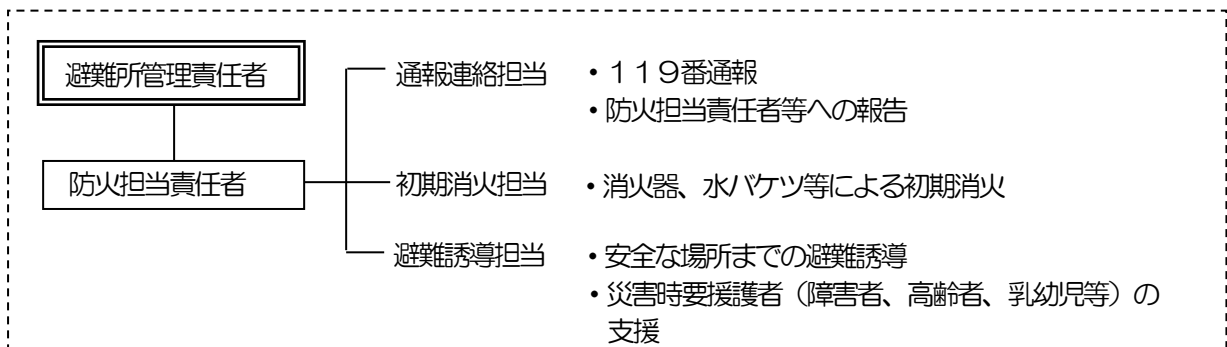
- (1) 階段、通路等の避難施設は、火災の予防又は避難に支障となる物件等を置かないように管理すること。
- (2) 避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、鍵等を用いず容易に開放できるように管理すること。

5 放火防止対策

避難所の屋内及び屋外、喫煙場所、ゴミ集積所等は、整理整頓に努めるとともに、定期的に巡回し警戒にあたること。

6 自衛消防の組織の編成等

火災等が発生した場合の被害軽減を図るため、市職員や避難所の自治組織等による自衛消防の組織を編成するとともに、定期的に訓練を実施すること。（下図参照）



7 避難者への順守事項の周知徹底

別紙「避難所の防火安全に係る順守事項」を避難所の見やすい場所に掲示し、避難者に周知徹底を図ること。

避難所の防火安全に係る順守事項

- (1) 火災を発見したら周囲に大声で知らせる。
火災を発見した場合は、周囲に大声で火災の発生を知らせ、周りの人と協力して避難所運営組織への連絡、消火器等を活用した初期消火を行うこと。
- (2) 暖房器具を使用する場合は、周囲の安全に注意する。
居住スペース内で、石油ストーブ等の暖房器具を使用する場合は、転倒しないよう安定した場所とし、換気に注意し、衣類、寝具等の可燃物から安全な距離を保つこと。
- (3) 調理器具は確認を受けてから使用する。
居住スペース内で、ガスコンロ等の調理器具を使用する場合は、防火担当責任者の確認を受け、周囲に可燃物のない安全な場所で行うこと。
- (4) 喫煙は指定した場所で行う。
喫煙は指定した場所で行い、吸い殻は水バケツ等で確実に消火すること。
- (5) 周囲の整理整頓を行う。
避難所の屋内及び屋外、喫煙場所、ゴミ集積所等は、整理整頓に努め、避難所の周囲等に可燃物を放置しないこと。
- (6) 避難経路に障害となる物品を置かない。
居住スペース内の通路、避難口等に避難の障害となる物品を置かないこと。
- (7) 避難経路及び消防用設備等の確認をする。
避難経路図により居住スペースからの避難経路、消火器等の場所を確認しておくこと。

